

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県生活衛生営業指導センター（以下、「この法人」という。）の定款第14条第3項及び第32条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（日当、宿泊費を含む）、及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては報酬を支給することができる。

2 前項の報酬を支給することができる常勤の役員は、使用人を兼ねる理事とし、理事に対する報酬は支給しない。

### (費用弁償)

第4条 役員及び評議員がその職務を執行するために要する費用については弁償する。

2 その支給額及び支給方法等は旅費支給規程に準ずるものとしその都度支払う。

### (公 表)

第5条 この法人は、この規程をもつて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、公益財団法人鹿児島県生活衛生営業指導センターの設立の登記の日から施行する。